

令和6年度

町有地等売り払い案内書

【令和6年4月改定版】

新ひだか町は、町有地等の売り払いを実施します。

購入を希望される方は、この案内書等をよく読み、内容を十分把握したうえで
申込みをしてください。

北海道日高郡新ひだか町

目 次

○ 町有地等売り払いを希望される方へ	1
町有地等売り払いのご案内	
売り払い物件一覧表	
○ 町有地等売り払いの流れ（概要）	2
○ 町有地等売り払いについて	3
1 申込資格	4
2 売買契約に付する特約等	4
3 申込みの方法等	4～6
4 売り払い相手（契約者）の決定方法	6
5 契約の締結及び売買代金の納入方法	7
6 所有権の移転及び売買物件の引渡し	7
7 所有権移転等の登記手続き	8
8 その他の注意事項	8
○ 添付様式	
・ 町有地等売り払い申込書兼受付書	
・ 誓約書（新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例）	

○ 町有地等売り払いを希望される方へ

町有地等売り払いのご案内

新ひだか町は、町有地等の売り払いを実施します。

購入を希望される方は、この案内書等をよく読み、内容を十分把握したうえで申込みをしてください。提示価格は下表のとおりです。

▶売り払い物件一覧表◀

物件番号	所在地番	種別	地目種別	公募面積(m ²)	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	売却価格(円)	単価(円/m ²)	備考
1	静内中野町3丁目 52番13	土地	宅地	343.89	指定なし	60	200	2,991,843	8,700	
2	静内中野町3丁目 52番19	土地	宅地	330.81	指定なし	60	200	2,878,047	8,700	
3	静内青柳町1丁目 50番	土地	宅地	515.86	第1種 住居地域	60	200	7,479,970	14,500	

1. 売り払い相手の決定については、随時受付します。ただし、初回の締切のみ6月7日（金）とし、以後は毎週金曜日に、契約者を決定しますが、応募者が複数の場合には抽選とします。
2. 全ての物件は、現状有姿での売買となります。用地確定測量や分筆測量が必要な場合の費用は、全て応募者の負担となりますので、十分ご注意ください。
また、公簿面積と実測面積との間に差異が生じた場合でも、互いに異議申し立てや売買代金の増減の請求はできないのでご承知願います。
3. 詳細については、この案内書等をよく読み、内容を十分把握したうえで申込みをしてください。

【問合せ】 静内庁舎契約管財課 ☎49-0276（内線 233）

○ 町有地売り払いの流れ(概要)

売 払 公 告 日

令和6年5月27日(月曜日)

売 払 申 込

【申込書の配付】

令和6年5月27日(月曜日)から

令和7年3月31日(月曜日)まで

(土・日曜日、祝祭日、その他の閉庁日を除きます。)

配付時間 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

新ひだか町役場 静内庁舎2階 総務部契約管財課

【申込の受付】

令和6年5月27日(月曜日)から

令和7年3月31日(月曜日)まで

(土・日曜日、祝祭日、その他の閉庁日を除きます。)

随時受付します。ただし、初回の締切のみ6月7日(金)とし、以後は毎週金曜日に、契約者を決定しますが、応募者が複数の場合には抽選とします。

受付時間 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

直接持参のみ受付(郵送不可)

【申込先】

〒056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 静内庁舎2階 総務部契約管財課

電話 0146-49-0276(内線233)

【売り払い相手(契約者)の決定】

随時受付します。ただし、初回の締切のみ6月7日(金)とし、以後は毎週金曜日に、契約者を決定しますが、応募者が複数の場合には抽選とします。

契約の締結・売買代金の支払い

【契約の締結】

当該物件の売り払い相手を決定(通知)した後、数量等確定後14日以内に契約を締結することとします。

売買契約書に貼付する収入印紙代は、買受者の負担となります。

【売買代金の支払】

(1) 契約締結の際(契約書提出時)に全額納付する方法

売買代金を町が発行する納入通知書により指定金融機関で納付してください。

(2) 契約保証金を納付し、30日以内に売買代金を納付する方法

契約締結の際(契約書提出時)に売買代金の100分の10以上(円未満切上)の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金の差額を町が発行する納入通知書により、指定金融機関で売買契約締結の日から30日以内に納付してください。

所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金の支払いが完了した後、町が行います。

登録免許税、所有権の移転後に要する一切の費用は買受者の負担となります。

○ 町有地売り払いについて

- 1 本案内書等を最後までよく読んで、お申込みください。
 - (1) 物件の場所、申込者の資格及び条件、申込書受付日時及び場所、契約に付する特約、違約金等の他必要事項について、内容を十分把握してください。
 - (2) 申込者は、本案内書等及び当該物件の現況並びに売買契約等について、不知又は不明を理由として異議等を申し立てることはできません。
- 2 物件は現状有姿のまま引き渡します。
 - (1) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、排水側溝などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の調整及び経費の負担又は損害の賠償は、物件敷地の内外及び所有権利の帰属主体等の如何を問わず、一切新ひだか町は行いません。
 - (2) 地盤（地質）調査は行っておりません。地盤が脆弱であったり、地滑りが生じたりといった場合においても、損害の賠償及びあらゆる経費の負担は、一切新ひだか町は行いません。
 - (3) 地下埋設物調査は行っていません。契約後、地下埋設物が発見された場合においても、損害の賠償及びあらゆる経費の負担は、一切新ひだか町では行いません。
 - (4) 現地説明は行いませんので、申し込まれる方は、必ずご自身で現地を確認してください。
なお、売り払い物件一覧表に記載してある事項と現状に差異がある場合は、現状が優先されます。
- 3 建築制限等については、予めご自身で調査確認のうえ、物件をお選びください。
 - (1) 建物を建築するに当たっては、都市計画法や建築基準法等の法令又は地方公共団体の条例により、指導等がなされる場合がありますので、ご自身の計画に見合った使用の可否は、予め十分ご確認ください。
 - (2) 売り払い物件一覧表に記載した都市計画決定内容は、将来変更される場合があります。
変更に伴い損害等が生じた場合においても損害の賠償及びあらゆる経費の負担は、一切新ひだか町は行いません。
- 4 売り払い地、隣接地、土地境界、越境物等の処理については、次のとおりです。
 - (1) 全ての売り払い地は公簿面積による現状有姿での売買となります。用地確定測量や分筆測量が必要な場合の費用は、全て買受者の負担となります。そのため、公簿面積と実測面積との間に差異が生じた場合でも、互いに異議申し立てや売買代金の増減の請求はできないのでご承知願います。
 - (2) 新ひだか町は全ての売り払い地について、新たな境界明示等、その他これにかかわることについて一切実施しません。ゆえに、土地境界や越境物等に関することは買受者と隣接地所有者の間で協議し処理していただくこととなり、これにかかる費用も全て買受者の負担となります。契約後やその後に紛争等が生じた場合においても同様です。
 - (3) 買受者分筆の場合は予め十分検討し、分筆線の決定は必ず町担当者の立会のもと行うこと。
- 5 物件の地積（面積）については、次のとおりです。
 - (1) 物件の地積（面積）は、特に表示がないものについては登記簿記載の面積です。
 - (2) 売買契約及び所有権移転の登記は、すべて登記簿面積で行います。

【問い合わせ先】

〒056-8650

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町役場 静内庁舎2階 総務部契約管財課 電話 0146-49-0276 内線 233

※ 電話、郵便等では物件状況の説明は行いませんのでご了承ください。

1 申込資格

次の①から⑥のいずれかの事項に該当する場合は、申込することができません。

- ① 市町村税の滞納がある者
- ② 売払物件の売買契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、民法（明治29年法律第89号）第16条に該当する被補助人）及び破産者で復権を得ていない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当する事実があった者
- ④ 正当な理由がなく要綱による売払物件の契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過していない者
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に該当する新ひだか町職員
- ⑥ 申込書提出後、町が調査した結果、申込条件を満たしていないことが判明したとき。

2 売買契約に付する特約等

1 契約に付する特約

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の適用を受ける者又は連合する者がその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用することを禁止します。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に利用することを禁止します。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される次の用途に利用することを禁止します。なお、同法の規定による危険物の貯蔵、処理量を問わず禁止します。
 - ① 危険物貯蔵施設又はこれに類する施設
 - ② 危険物処理施設又はこれに類する施設
 - ③ 危険物製造工場又はこれに類する施設
- (4) 建築基準法に規定される畜舎又はこれに類する施設の用途に利用することを禁止します。
- (5) 廃材等の保管施設又はこれに類する施設の用途に利用することを禁止します。

2 実地調査・違約金

- (1) 新ひだか町は、特約の履行状況を確認するための実地調査を行うことができるものとし、購入された方は実地調査に協力していただきます。
- (2) 新ひだか町は、特約及び用途指定に違反した場合及び実地調査に協力しなかった場合は、契約条項に定める違約金を徴収します。

3 申込みの方法等

1 申込みをする際の注意事項

- (1) 同一の者（同居の家族、会社の本支店など新ひだか町が同一とみなす場合を含む。）が同一の物件に複数の申込みをすることはできません。（同一の者が複数の物件に申込みすることはできます。申込み数に制限はありません。）
- (2) 2名以上の連名で申込みすることも可能です。なお、この場合は申込者全員が申込資格を満たしている必要があります。
- (3) 売り払いを決定した場合は、申込人が登記名義人となります。なお、申込後に申込者を変更することはできませんので、2名以上の連名で土地を所有しようとする方は、必ず連名で申込みするようにしてください。（夫婦、親子等で土地を共有しようとする場合は、必ず連名で申込みをするようにしてください。）

- (4) 代理人により申込みをする場合は、次の①から④の事項に注意してください。
- ① 申込資格のない者が代理人となることはできません。
 - ② 申込後に代理人を変更することはできません。
 - ③ 同一の者が複数参加者の代理人となることはできません。
 - ④ 申込者が他の申込者の代理人となることはできません。
- (5) 不正な申込が行われる恐れがあると認められる場合又は災害その他申込受付の実施が困難な特別な事情が生じた場合は申込受付を中止又は延期することがあります。
- (6) 申込受付の中止又は延期により申込者が損害を被った場合の損害は、一切新ひだか町は行いません。

2 申込方法

申込者本人又は代理人は、町有地等売り払い申込書兼受付書及び証明書を新ひだか町役場静内庁舎総務部契約管財課へ直接持参してください。なお、代理人により申込する場合は、委任状を提出してください。

※ 連名での申込みをする場合を除き、次の場合は申込者本人が申込みをしたものとして取扱いますので町有地等売り払い申込書兼受付書にて申込みをしてください。

- ア 個人で申込みをする場合において「1親等以内の者が代理人になるとき」
- イ 法人で申込みをする場合において「雇用する者が手続きを代理するとき」

3 申込書受付期間等

- (1) 受付期間 令和6年5月27日（月曜日）から
令和7年3月31日（月曜日）まで
（土・日曜日、祝祭日、その他の閉庁日を除きます。）
随時受付します。ただし、初回の締切のみ6月7日（金）とし、以後は毎週金曜日に、契約者を決定しますが、応募者が複数の場合には抽選とします。
なお、申込書等に不備がある場合及び受付期間を過ぎて申込みした場合は、無効となりますので、記入内容、添付書類、受付期間を十分に確認し、受付期間には余裕をもって申込みしてください。
- (2) 受付時間 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時
※ 上記の時間以外は受付を行いません。
- (3) 受付場所 〒056-8650
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町役場 静内庁舎2階 総務部契約管財課
電話 0146-49-0276（内線233）

○ 申込みに必要な証明書について

町有地等売り払い申込書を提出する際は、次の証明書（原本）を提出して下さい。
なお、提出書類の交付に要する費用は申込者の負担とし、提出された証明書は返還しません。

1 個人で申込みをする場合

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 住民票（「本籍」の記載のあるものをご用意ください。） | 1通 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 1通 |
| (3) 身分証明書 | 1通 |
| ※ 身分証明書は、本籍地のある市町村で交付を受けてください。 | |
| ① 禁治産者・準禁治産者の宣告を受けた旨の通知を受けていない。 | |
| ② 成年被後見人である旨の通知を受けていない。 | |
| ③ 破産の宣告を受けた旨の通知を受けていない。 | |
| (4) 完納証明書（市町村税） | 1通 |
| (5) 誓約書（新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例） | 1通 |

2 法人で申込みをする場合

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 | 1通 |
| (2) 印鑑登録証明書 | 1通 |
| (3) 完納証明書（市町村税） | 1通 |
| (4) 誓約書（新ひだか町暴力団の排除の推進に関する条例） | 1通 |

3 その他の注意事項

- (1) 各証明書は、申込書提出日の3ヶ月以内に交付されたものを提出してください。
- (2) 連名で申込みをする場合は、連名者全員分を提出してください。

4 売払相手（契約者）の決定方法

1 売り払い相手（契約者）の決定方法

町有地等売り払い申込書兼受付書及び証明書を持参していただき、毎週金曜日に締切り、売り払い相手（契約者）を決定します。

2 注意事項

- (1) 売り払い相手（契約者）は、売り払い決定時から売り払い物件引渡し時までにおいて、新ひだか町の責に帰することのできない事由によって物件が滅失又はき損した場合は、新ひだか町に対して売買代金の減免、損害の賠償を請求することはできません。
- (2) 町有地等売り払いは、提出が遅れた事を理由として異議、不服等を申し立てすることはできません。
- (3) 売り払い相手（契約者）となった方は、その権利を辞退又は他の者へ譲ることはできません。
- (4) 同時に複数の申込があった場合は、抽選（くじ引き）により売り払い相手（契約者）を決定します。

5 契約の締結及び売買代金の納入方法

1 契約期限等

当該物件の売り払い相手を決定（通知）した後、数量等確定後14日以内に契約を締結することとする。
なお期限までに契約を締結しないときは、売り払いの決定を取消します。

2 契約保証金

契約の締結にあたり契約締結の際（契約書提出時）に全額納付しない場合は売り払い金額の100分の10以上の契約保証金を、所定の納入通知書により納入していただきます。

3 契約の費用

契約の費用は、買受者が負担することとなります。

4 売買代金の納入方法

売買代金の納入方法は、次のいずれかによります。

(1) 契約締結の際（契約書提出時）に全額納付する方法

売買代金を町が発行する納入通知書により指定金融機関で納付してください。

この場合、契約保証金は免除できます。

(2) 契約保証金を納付し、30日以内に売買代金を納付する方法

契約締結の際（契約書提出時）に売買代金の100分の10以上（円未満切上）の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金との差額を町が発行する納入通知書により、指定金融機関で売買契約締結の日から30日以内に納付してください。町では、これが確認された後、契約保証金を売買代金の一部に充当します。

5 契約の解除

契約を辞退または解除することになった場合、契約保証金は新ひだか町に帰属するのでご注意ください。

6 その他の注意事項

(1) 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

(2) 売り払い相手は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

(3) 契約締結後、申込等の不正な事実が判明した場合は、契約を解除するとともに、売り払い相手に対して損害賠償を請求します。

(4) 共同所有で申込みをされた場合は、全共有者名義で契約することとなります。

6 所有権の移転及び売買物件の引渡し

1 所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転することとなります。

2 売買物件の引渡し

売買物件は、所有権が移転したときに現状有姿で引き渡すこととなります。

7 所有権移転等の登記手続き

- 1 所有権移転の登記
所有権移転登記は新ひだか町で行います。
- 2 登記費用
所有権移転登記に必要な登記費用（登録免許税等）は買受者の負担となります。

8 その他の注意事項

- 1 買受人が売買契約に定める義務を履行しないために、新ひだか町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 2 公租公課の負担
所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となります。
- 3 契約内容の公表
契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記します。）を公表することとなります。
- 4 その他
本案内書に定めのない事項は、関係法令並びに新ひだか町条例の定めるところにより処理します。